（令和３年度第５回理事会承認 2021. 10. 15）

会員就業規約

第１章　総則

（目的）

第１条　この規約は、公益社団法人仙台市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

（センターにおける就業）

第２条　センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

２　会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

第２章　就業

（仕事の受注）

第３条　センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

（仕事の配分手順等）

第４条　センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

２　会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

（健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第５条　センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（就業上の留意事項）

第６条　会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

（１）センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

（２）就業に際しては、別に定める会員証を常に携帯し、発注者等から要請があった場合はこれを提示しなければならない。

（３）やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届けること。

（４）就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。

（５）就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

（６）就業に先立ち仕事の遂行契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

第３章　共同作業

（共同作業の留意事項）

第７条　会員が共同作業を必要とする場合は、以下の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

（１）就業会員は、その中から班長・世話人（以下「班長等」という。）を互選する。班長等は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。

（２）就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

（３）就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神を持って努力すること。

（４）就業会員が就業中、ケガをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第９条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は直ちに班長等及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとるようにすること。

第４章　傷害保険

（傷害保険）

第８条　会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

２　傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第５章　損害保険

（損害保険）

第９条　会員が就業中に発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

２　会員の就業中における損害賠償事故については、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償責任の一部を担保されるものとする。

３　前項の規定に拘らず、会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

４　前第２項及び第３項における損害賠償事故における賠償額の会員負担額は以下のとおりとする。

（１）損害賠償事故が、センター加入の賠償責任保険の適用であっても、保険の免責額（１万円）を負担する。

（２）損害賠償事故が、センター加入の賠償責任保険の適用にならない場合は、賠償額の１０％を負担額とする。但し、負担額は上限を５万円、下限を１万円とし、賠償額が１万円未満の場合は全額負担とする。

（３）故意又は重大な過失による損害賠償事故については、前２号に限らず賠償額の負担を求めることができる。

（４）損害賠償事故が、会員の共同行為による場合で事故を起こした会員が特定できない場合は、現場責任者と作業会員は連帯して責任を負うものとし、負担額は案分することと

する。

５　損害賠償事故を起因とし、業務代金の支払いを発注者に拒まれた場合は、その原因となった会員の配分金を支払わないことができる。

６　前第４項及び第５項の決定に応じない会員については、就業停止とすることができる他、同一会員が一定の期間に再度同じ損害賠償事故を発生させた場合の対応については、就業停止、指導・教育、講習受講の義務付け等、事故調査委員会の所管とする。

第６章　雑則

（規約の改廃）

第 10 条　この規約の改廃は、理事会において決定する。

附　則

１　この規約は平成 12 年４月１日から施行する。

２　社団法人仙台市シルバー人材センター会員就業規約(昭和 56 年１月 10 日施行)は廃止する。

３　この規約は、平成１３年９月１９日から施行する。

４　この規約は、令和３年１０月１５日から施行する。